

狂犬病予防注射はお済みですか

飼い主は、1年に1回、犬に狂犬病予防注射を接種させることが義務付けられています。

動物病院で接種し、獣医師の発行する注射済証明書を持つて、市役所環境保全係で注射済票の交付を受けてください(手数料550円)。なお、この手続きは、一部の動物病院で代行しています。

犬が老衰や病気などで接種できない場合は、獣医師の発行する注射猶予証明書を市役所環境保全係へ提出してください。

自転車等駐車場を利用している方へ 故障などのときは自転車を貸し出します

利用者の自転車・原付バイクがパンクや故障で一時的に使用できないとき、自転車を無料で貸し出します(最長3日間)。

◇受け付け 平日(年末年始を除く)の午前6時30分～午後8時

◇自転車等駐車場 西立川駅南口、東中神駅北口第一、中

☆詳しくは、シルバーパートナー☎5447060へ。

けはできません。

◎マナーを守りましょう

散歩のときにはリード(引き綱)を必ず付けてください。

また、尿は散歩前に済ませ、散歩中にさせる場合はペットシーツの上でさせてください。ふんはビニール袋などで必ず持ち帰ってください。

◎こんなときには連絡を

* 犬の死亡、市外からの転入、市内での転居、市内の方への譲渡＝市役所環境保全係へ

* 市外への転出など＝転出先の市区町村に確認を。



市民総合交流拠点施設内のカフェ運営に関するサウンディング型市場調査を実施

令和7年の開設に向けて、市民総合交流拠点施設の整備を進めています。

この施設に整備予定のカフェの運営方法などを検討するにあたり、サウンディング型市場調査(民間事業者などから意見や提案を公募し直接対話をすることで、事業内容などの検討に活用していくもの)を実施します。

◇対象 市民総合交流拠点施設内のカフェ運営へ参画を検討している事業者

◇申し込み期間 6月17日～7月22日

※申し込み方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



◇サウンディング期間 7月23日～8月23日

☆詳しくは、市民総合交流拠点施設建設担当へ。

消費生活センター相談事例 脱毛エステティックサロンの通い放題に注意

消費生活センターに相談のあつた事例をもとに、トラブルへの対応を紹介します。

相談

脱毛エステティックサロンで、契約期間は1年間、施術は4回だが、それ以後も無料で施術を受けられると言われ、25万円で契約し、クレジットの分割払いを支払っていた。2回通ったあと、サロン経営会社が倒産し施術が受けられなくなつたため、今後のクレジットの支払いを止めたい。

ト会社に支払い停止の抗弁書を提出するように助言し、今後の支払いを止めることができました。

回答

1か月を超えて、総額5万円を超えるエステティックの契約はクーリング・オフ期間の終了後も中途解約ができます。しかし、サロン経営会社が倒産してしまった場合、契約期間内であつても、返金はほとんど期待できません。

今回の相談では、フレジツ

もし、契約したすべての人び、4回を超えて無料で施術を受け続けた場合、経営会社の運営は困難になり、倒産のおそれも考えられます。

近年、脱毛エステティックサロンの倒産や店舗の閉店などによるトラブルが増加しています。こうしたリスクを踏まえ、長期契約ではなく都度払いを選ぶなど、よく考えたうえで契約しましょう。

☆詳しくは、消費生活セン

ター☎5449399へ。

☆詳しくは、シルバーパートナー☎5447060へ。